千葉県多言語観光案内板の表記等に関する ガイドライン

平成 27 年 3 月 千 葉 県

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 多言語観光案内板の表記等に関するガイドラインの作成経緯について・・・	2
 2 多言語観光案内板の表記等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3 多言語観光案内板の整備に当たっての留意点について・・・・・・・・・1 (1)視認性への配慮 (2)景観や街並みへの配慮 (3)類似する多言語観光案内板の整理統合 (4)効果的な設置場所の決定	2
4 千葉県における多言語観光案内板整備のモデル的実施について・・・・・1 (1)事業概要 (2)実施に当たって留意した事項 (3)その他、将来の事業実施に当たり留意することが望ましい事項	3
5 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4

はじめに

2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定し、今後、世界中の様々な国や地域から多くの外国人観光客の来日が見込まれています。

千葉県は、東京に隣接し、日本の空の玄関である成田空港を擁することから、大会を契機として県内各地への外国人観光客の誘客を図るなど、大会の開催効果を地域経済の持続的な発展に結びつけることが求められています。

こうした中で、県では、平成26年3月に策定した「第2次観光立県ちば推進基本計画」において、今後実行すべき観光施策の一つとして「国際的観光地としての地位の確立」を掲げ、そのための具体的な取組として、観光案内板の多言語化や無料公衆無線LANの整備など、外国人観光客の受入体制の充実を図ることとしました。

観光案内板の整備に当たっては、外国人も含め誰にでも分りやすい表示であるとともに、 地域を越えて一定の統一性を保つことにより、旅行者の利便性を高めることが必要です。

県内の観光案内板は、ローマ字や英語表記による対応が図られていますが、外国人には意味が通じにくい表記や、設置者による表記のばらつきも見られます。

そこで、県では、国や東京都が示した多言語対応の方針や共通ルールを参考に、これらとの整合性を図りつつ、県内市町村のアンケート結果を踏まえ、本県における観光案内板の表記等に係る基本的な指針として、このガイドラインを作成しました。

外国人観光客の方々に安心して県内を周遊し、観光を楽しんでいただくためには、ハード・ソフト両面のおもてなしの充実が大切です。

県としては、市町村や民間事業者の方々が、このガイドラインを参考に、観光案内板等の 多言語化に一層取り組んでくださるよう支援するとともに、そうしたハード面での取組を通 じて、県や市町村、地域の皆様が一体となった、温かいおもてなし気運の醸成につなげてま いりたいと考えております。

1 多言語観光案内板の表記等に関するガイドラインの作成経緯について

本ガイドラインは、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催等により、 増加が見込まれる外国人観光客の受入環境整備の一環として、県内市町村、観光施設等 が多言語観光案内板を設置する際の表記方法等について、基本的方向性を示すために作 成するものである。

多言語観光案内板の表記等については、平成26年3月に国が「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」を示したほか、東京都が中心となり、関係省庁や民間事業者団体、首都圏の自治体等で構成される「2020年オリンピック・パラリンピック大会に向けた多言語対応協議会」において、先行して検討が進められている。

本県では、これまで観光案内板の表記方法や視認性、設置場所等については、県としての統一的なルールがなかったことから、各市町村や観光施設による表記の違いが見られるなど、外国人から見ると分りづらい点もあり、設置者側からも、共通ルールの設定を求める声が出ていた。

また、一般的に、外国人観光客は都県を越えて日本国内を広域的に周遊すると考えられることから、案内板表記については、国内各地、少なくとも近隣都県とは内容の整合性を確保する必要がある。

このため、本ガイドラインの作成に当たっては、先行して検討が進められていた国や 東京都の考え方と整合を図った上で、県内固有の表示等については、市町村の意向を踏 まえ、本県において独自の検討を行った。

なお、本ガイドラインに記載した内容は、分りやすさに配慮した、現時点での最低限の基準であり、地域の実情により、使用言語の追加や、地域で長く使われ浸透している表現の使用を妨げるものではない。今後、市町村等の意向を踏まえ、英語以外の言語の追加や内容の充実についても検討してまいりたい。また、案内板以外の紙媒体や音声による案内、ICTツール等との統一性の確保や、これらと多言語観光案内板との連携、役割分担についても、今後検討を要する課題であると認識しているが、本書においては必要性を述べるにとどめている。

2 多言語観光案内板の表記等について

多言語観光案内板の表記等については、日英2か国語の表記及びピクトグラムによる 対応を原則とし、本ガイドラインにおいては、特に日英2か国語の表記について説明し ていくこととする。

(1)日英2か国語表記の推進

多言語観光案内板の限られた表示スペースから、一般的に普及している多言語として英語表記を推進していくものであり、以下において、その具体的内容を示すこととする。

多言語観光案内板は、その内容が多くの人の目に触れ、長期間使用されるものであることから、表記に当たっては特に注意が求められる。そのため、ここに記載する基本ルールを踏まえ、別冊の対訳表を活用したり、ネイティブを含む複数の翻訳家等に表記内容の確認を依頼することが望ましい。

また、既設の多言語観光案内板等についても、留学生等のネイティブの外国人や、 外国人観光客の趣向に精通している方々の意見を聞き、外国語表記に誤りがないかを 再度確認し、必要に応じて、より自然で適切な表記に改善していくことが望ましい。 なお、地域及び施設特性の観点から、その実態に応じ、英語以外の表記の必要性が 高いと判断される場合、必要とされる他の言語による表記を妨げるものではない。

ア 固有名詞、普通名詞の表記

表記される名詞には、固有名詞と普通名詞があり、対訳の元となる日本語を類型 化するとともに、次のとおり表記のルールを示す。

なお、施設の管理者等が既に定款等で英語表記を規定している場合は、施設の表記方法を優先する。

(ア) 固有名詞 (ローマ字) +普通名詞 (英語) で表記

(例) 千葉公園 Chiba Park 成田空港 Narita Airport

(イ) 「固有名詞 (ローマ字) +普通名詞 (ローマ字)」+普通名詞 (英語) で表記 ※固有名詞だけ切り離しても意味をなさなかったり、普通名詞部分を含めた全体が不可分 の固有名詞として広く認識されている施設等

(例) 葭川 Yoshikawa River 成田山新勝寺 Naritasan Shinshoji Temple

(ウ) ローマ字のみの表記(必要に応じ英語で意味を補記)

※対訳がない場合、又は、ある場合でも日本文化を正しく伝える必要がある場合意味を補記

(例) 暖簾 Noren (Traditional shop curtain) 哲学の道 Tetsugaku-no-Michi (Path of Philosophy)

※日本語の読み方が広く認識されている場合は英語の補記は不要

(例) 温泉 Onsen 寿司 Sushi

イ 名詞の表記例

(ア) 単語の種類

原語のパターン		パターン	定義	例
固有名詞	一般的な 固有名詞	①日本由来	日本の人名、地名等の固有名詞	千葉
市内		②外国由来	外国の人名、地名等の固有名詞	リンカーン
	③普通名詞部分を含む固有 名詞		「〇〇公園」「〇〇川」「〇〇 山」等の普通名詞部分が含まれ ているもの	千葉公園
普通		④翻訳先言語に 対訳がある	原語が日本語の普通名詞で、そ の概念・対訳語が翻訳先言語の 文化に存在するもの	茶碗
名詞	日本由来	⑤翻訳先言語に 対訳がない	原語が日本語の普通名詞で、そ の概念・対訳語が翻訳先言語の 文化に存在しないもの	暖簾
	⑥外国由来		原語が外国語の普通名詞	エスカレーター

(イ) 表記方法

原語のパターン		表記方法	例		
		_		 千葉	Chiba
固	固	①日本	· 表音表記 (*1)	新松戸	Shin-Matsudo (*5)
有	 一般的な	由来		横尾	Yoko-o (*5)
名詞	固有名詞	②外国 由来	・外国由来の原 語部分を英語 表記(*2)	リンカーン サンライズ九十	Lincoln 九里 Sunrise Kujukuri
			・普通名詞部分	千葉公園	Chiba Park
			以外の表音を	成田空港	Narita Airport
			表記するとと	鋸山	Mt.Nokogiri
			もに、普通名詞	一宮川	Ichinomiya River
			部分の表意を	亀山湖	Lake Kameyama
			表記	印旛沼	Lake Imba/ Lake Inba
			・表音表記のみ	館山湾	Tateyama Bay
			ならず、表意表	木更津港	Kisarazu Port
			記の頭文字も	行徳橋	Gyotoku Bridge
			大文字	大多喜城	Otaki Castle
			- 普通名詞部	伊予ヶ岳	Mt. Iyogatake
			分を切り離し	葭川	Yoshikawa River
			てしまうと、そ	銚子大橋	Choshi-ohashi Bridge (*5)
			れ以外の部分	成田山新勝寺	Naritasan Shinshoji Temple
	 ③普通名詞	部分を	だけでは意味		(*7)
	含む固有		をなさなかっ	千葉寺	Chiba-dera Temple(*5)(*7)
		√H ñ.3	たり、普通名詞	日本寺	Nihonji Temple (*7)
			部分を含めた	不動院	Fudoin Temple(*7)
			全体が不可分	香取神宮	Katori-jingu Shrine
			の固有名詞と		(*5) (*7)
			して広く認識	道野辺八満宮	Michinobe-hachimangu
			されている場		Shrine(*5)(*7)
			合には、全体の	千葉街道	Chiba-kaido Ave.
			表音表記に加		(*4) (*5) (*7)
			えて、普通名詞	並木通り	Namiki-dori St.
			部分の表意を		(*4) (*5) (*7)
			表記		
				国会議事堂前(原	駅名)
			-駅名や施設名		Kokkai-Gijidomae(*4)(*5)
			として使用さ		(National Diet Bldg.)
			れている等、日		

固有名詞	③普通名詞 含む固有		本語による表音表記が確立 されている場合は、表音表記 した後、表意を 括弧 () で括っ て表記 (*3)	哲学の道	Tetsugaku-no-Michi (*5) (Path of Philosophy)
普通名詞		④ 翻訳 芸訳 おある	・表意表記 一あ 本くめ 読るで表 表 である 文理 日 方とる 表 後 () にの この え 要 は た 揺 で ま 後 () に (*3)	茶碗	Book Chawan (*6) (Tea Bowl)
	日本由来		※日本語の表音の表記が既に広く認識されている場合は、表意の表記は必要としない。	侍 温泉	Samurai (*6) Onsen (*6)
		⑤ 翻訳先 言語に 対訳 ない	・表音表記した後、説明的な語句を表記(*3)・表意表記の頭文字は大文字※日本語の表音の表記が既に広く認識されている場合は、説明的な語句は必要としない。	暖簾寿司	Noren (*6) (Traditional shop Curtain) Sushi (*6)
⑥外国由来		・原語を英訳し て表記	エスカレー	ーター Escalator	

- (*1) 表音の英語表記は、常にヘボン式ローマ字を用いることとする。 (ヘボン式ローマ字の表記 方法については、8・9ページを参照)
- (*2) 人名等で規定されている場合は、英語以外のスペル (例:ç) を使用できる。
- (*3) 括弧()で括った表記を加える場合は、括弧の前に半角スペースを入れる。文章の中で使用する場合は、括弧の後にも半角スペースを入れるが、「.」「,」の前には半角スペースを入れない。
- (*4) スペース・視認性の観点等から略語を用いることが適当と考えられる場合は、略語を用いることができる。 (例: Station \Rightarrow Sta. 、Building \Rightarrow Bldg.等)
- (*5) 発音のしやすさ等の観点から、複数の名詞等で構成される固有名詞やoが重なる場合等は、その間に「-」 (ハイフン) を入れることができる。
- (*6) 普通名詞の表音を表記する際、必要に応じてイタリックで表記することができる。
- (*7) 寺(仏閣)・神社については、普通名詞部分の表意を表記した英語に対応する日本語が複数存在しており(例:Temple ⇒ ○○寺・○○院等、Shrine ⇒ ○○神社・○神宮・○○八満宮等)、仮に、普通名詞部分について英語による表意表記のみとすると、例えば不動院をFudo Templeと表記した場合に不動寺と誤って認識されたり、香取神宮をKatori Shrineと表記した場合に香取神社と誤って認識されたりするおそれがある。このため、外国人旅行者に意味・呼び名を正しく伝える必要があることから、ローマ字による全体の表音表記に加えて、普通名詞部分の表意を表記することが望ましい。



【東京湾アクアライン本線上の案内板】

ウ ヘボン式ローマ字、略語、省略の表記ルール

(ア) ヘボン式ローマ字の表記方法

日本語音	ヘボン式ローマ字つづり
あいうえお	a i u e o
かきくけこ	ka ki ku ke ko
さしすせそ	sa shi su se so
たちつてと	ta chi tsu te to
なにぬねの	na ni nu ne no
はひふへほ	ha hi fu he ho
まみむめも	ma mi mu me mo
やゆよ	ya yu yo
らりるれろ	ra ri ru re ro
わ	wa
h	n
がぎぐげご	ga gi gu ge go
ざじずぜぞ	za ji zu ze zo
だぢづでど	da ji zu de do
ばびぶべぼ	ba bi bu be bo
ぱぴぷぺぽ	pa pi pu pe po
きゃ きゅ きょ	kya kyu kyo
しゃ しゅ しょ	sha shu sho
ちゃ ちゅ ちょ	cha chu cho
にゃ にゅ にょ	nya nyu nyo
ひゃ ひゅ ひょ	hya hyu hyo
みや みゅ みょ	mya myu myo
りゃ りゅ りょ	rya ryu ryo
ぎゃ ぎゅ ぎょ	gya gyu gyo
じゃ じゅ じょ	ja ju jo
ぢゃ ぢゅ ぢょ	ja ju jo
びゃ びゅ びょ	bya byu byo
ぴゃ ぴゅ ぴょ	pya pyu pyo

- 備考 1. はねる音「ン」はnで表すが、m、b、pの前ではmを用いることができる。
 - 2. はねる音を表すnと次にくる母音字又はyとを切り離す必要がある場合には、 nの次に「-」 (ハイフン) を入れる。
 - 3. 詰まる音は、次に来る最初の子音字を重ねて表すが、次にchが続く場合には、 cを重ねずにtを用いる。
 - 4. 長音は母音字の上に「一」(長音符号)をつけて表すことができる。 長音が大文字の場合は母音字を並べることができる。
 - (注) 長音符号は日本独自のもので、国際化されていないため、外国人に理解されない可能性もある。 長音符号の使用は事業者や自治体等で対応が異なる、もしくは使用しない場合があるため表示に あたっては確認が必要です。
 - 5. 特殊音の書き表し方は自由とする。
 - 6. 文の書きはじめ及び固有名詞は語頭を大文字で書く。なお、固有名詞以外の名 詞の語頭を大文字で書くこともできる。
 - 7. 意味のかたまりや発音のしやすさ等の観点から、複数の名詞等で構成される 固有名詞やoが重なる場合等は、その間に「-」(ハイフン)を入れることが できる。



【房総フラワーライン沿いの案内板】

(イ) 略語の表記方法

スペース・視認性の観点等から略語を用いることができる。

日本語	対訳語	対訳語 (略語)
駅	Station	Sta.
通り(※)	Avenue/ Street	Ave. / St.
トンネル	Tunnel	Tunl.
高速道路	Expressway	Expwy.
小学校	Elementary School	Elem. Sch.
中学校	Junior High School	J. H. Sch.
大学	University/ College	Univ. / Coll.
山	Mountain	Mt.
Л	River	Riv.
県	Prefecture	Pref.
県庁	Prefectural Office	Pref.Office
都	Metropolis	Met.
博物館、記念館	Museum	Mus.
体育館	Gymnasium	Gym.
ビル	Building	Bldg.
国立	National	Natl.

^(※) Avenue/ Street の使い分けについて検討が進められている。

(ウ) 省略のルール

日本語	対訳語
OOL)
〇〇中	
OOT	
○○前	
○○後	〉 (表記しない)
○○裏	
○○角	
〇〇入口	
〇丁目、番	J

(2) ピクトグラムの活用

外国人観光客が表現内容を直感的に理解できるピクトグラムを活用する。

ピクトグラムは、抽象化、単純化された絵文字等で表現された視覚記号で、国際的に通用する情報伝達手段である。そのため、多言語観光案内板に付記することで、日本語に不慣れな外国人観光客に理解してもらうために有効な手段となる。

ピクトグラムは、同一道路、地域内、県内はもちろんのこと、国内全域において共通していることが望ましいため、「標準案内用図記号(一部が J I S規格化)」の使用を原則とするが、近隣自治体の指針等で定める公共交通関係等のピクトグラムについても統一性、連続性の観点から活用することを妨げない。

公共空間上において、オリジナルの配色やデザインにより作成したピクトグラムを使用しているケースも見受けられる。地域の特性等一定の意義が認められるものの、独自のピクトグラムによる案内を検討する際は、外国人観光客に対する混乱をもたらすことがないよう情報の分りやすさに十分留意した上で作成する必要がある。

[ピクトグラムの例]



空港



鉄道駅



ロープウェイ



歴史的建造物

3 多言語観光案内板の整備に当たっての留意点について

(1) 視認性への配慮

昼夜の時間帯や天候等により多言語観光案内板の視認性に与える影響が少ない材質 を使用する。

また、表記内容については前述のとおり、日英2か国語の表記及びピクトグラムを使用することとなるが、地域及び施設特性の観点から、英語以外の他の言語を表記する場合は、視認性に配慮する。

(2) 景観や街並みへの配慮

多言語観光案内板は、地域の良好な景観を確保する観点から、周囲の街並みや景観 と調和した色彩や、シンプルなデザインにより整備することが望ましい。

なお、案内板を整備する地域の市町村等が策定する景観計画等において工作物の掲 出規制等がある場合はこれに従う。

(3) 類似する多言語観光案内板の整理統合

多言語観光案内板の整備する箇所周辺において、類似する案内板がある場合、関係者との調整により情報を整理統合し、案内板の増加を極力招かないよう留意する必要がある。

(4)効果的な設置場所の決定

多言語観光案内板の設置場所は、道路状況(幅員や交差点の形状、街灯との位置関係等)や周囲の建物など、地域の実態に合わせて決定する。

また、外国人観光客に有用な目的施設等を選定し、当該施設の動線や移動時に必要な情報を把握した上で、外国人観光客にとって有用な設置場所を設定する。

具体的には、主に、駅や高速道路の出口等の行動の起点となる場所、目的とする観光施設等への主要な通過点、分岐点、観光施設等の入口等に、外国人観光客にとって有益な情報を盛り込んだ、多言語観光案内板を設置することが効果的である。

4 千葉県における多言語観光案内板整備のモデル的実施について

県内行政機関や観光施設等の事業者による、今後の多言語観光案内板の新設、改修等の参考モデルとするため、平成26年度において多言語観光案内板の整備をモデル的に 実施した。

(1) 事業概要

国の外国人観光客受入環境整備事業の戦略拠点とされている地域がある成田市を 実施場所に選定した。

「実施箇所」 国道408号 成田市土屋地先

「表記施設名」 成田山新勝寺、成田空港

(2) 実施に当たって留意した事項

ア 実施箇所の選定

外国人観光客の利用が今後多く見込まれるエリアを選定した。

また、現案内板の汚損や破損の状況、表記情報と現状との不一致の有無、周辺の類似案内板の有無等を検証し決定した。

イ デザイン

日英2か国語表記とし、英語表記や目的地までの距離表記について視認性に配慮した。

またピクトグラムも表記し、外国人に対して、より分かりやすい表示に配慮した。 更に、当該設置箇所は幹線道路が交わる立体交差(インター形式)であるため、矢 印表記にも工夫し利用者の混乱が生じないよう留意した。

ウ 表記施設

外国人観光客の利用が多い成田市内の2施設を表記することとした。

なお、表記施設の選定については、成田市と協議及び現地踏査を行った結果を勘案 し、利用者にとって効果的なものとなるよう留意した。

(3) その他、将来の事業実施に当たり留意することが望ましい事項

設置主体・場所によっては、設置に当たり多岐に渡る調整が必要となり、その結果、計画から工事の完了まで長期間を要する場合があるため、事業の進捗管理に十分、配意する必要がある。

また、近年の建築業界を巡る状況を勘案すると、工事費の増嵩、入札不調等による業者決定の遅延等が見込まれるところであり、これらの状況について、事業計画の立案及び計画の進捗管理にあたっては留意する必要がある。

5 その他

(1) ICT等各種情報媒体との補完、連携

多言語観光案内板の整備に当たっては、これを補完するパンフレット等の紙媒体、 多言語音声翻訳アプリケーション等のICTを活用した媒体、更には、接客場面に応 じた文例が多言語で記載されたシートや飲食店メニュー等のツールとの連携に配慮す る必要がある。

また、災害や事故等、非常時の対応等についての多言語化についても、上記の各種 媒体との役割分担も含め、十分検討の上、推進していく必要がある。

(2) その他必要な法的諸手続の踏襲

多言語観光案内板の設置及び補助的情報媒体の作成に当たっては、各種法的制約等を検討し、適切に対応する。

- ア 景観条例・屋外広告物条例の制限、道路法上の占用許可等
- イ 著作権、肖像権等への配慮

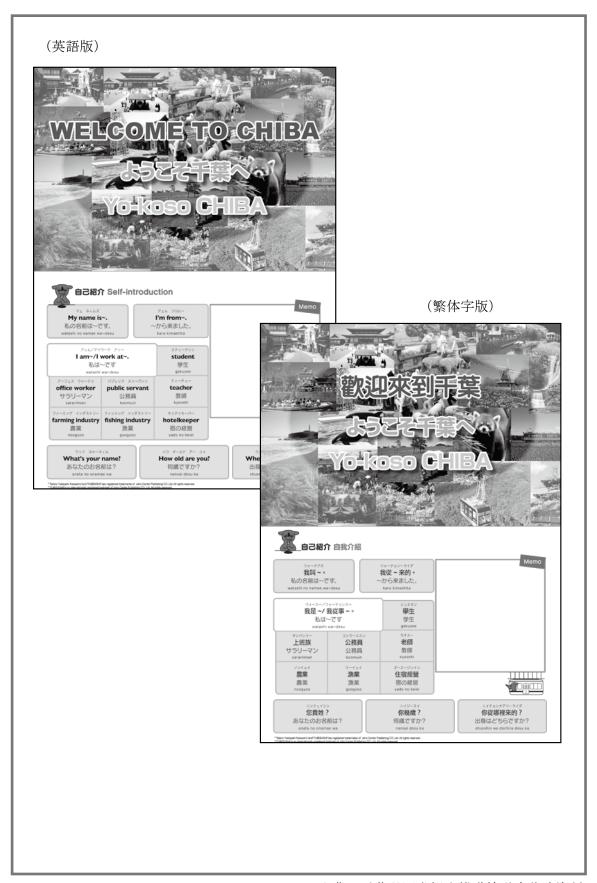
【案内板と他の情報媒体との補完・連携イメージ】





出典:成田国際空港株式会社作成資料

【文例が多言語で記載されたシート例】



出典:千葉県国際観光推進協議会作成資料

平成 27 年 3 月 千葉県商工労働部観光企画課 〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1番1号

TEL: 043-223-2414 FAX: 043-225-7345